

各務原都市計画地区計画の変更（各務原市決定）

各務原都市計画 各務原南地区 地区計画を次のように変更する。

名 称	各務原南地区地区計画	
位 置	各務原市鷺沼各務原町3丁目・4丁目・6丁目の一部	
面 積	約24.2ha	
区域の整備 ・ 開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、地区の中央から名鉄各務原線のおがせ駅・名電各務原駅まで約500m、JR高山本線の各務ヶ原駅まで約600mと通勤、通学に適した交通利便性の高い地区である。</p> <p>地区内周辺には各種の公共施設が立地した利便性の高い地区で、隣接地域と一体化して市街化が進行している。</p> <p>また、市街化区域編入を契機として計画的に地区施設を配置し、建築物に関する計画を定め、開発行為や建築行為を適切に誘導するとともに、水と緑の回廊計画（緑の基本計画）に沿って公園を配置し、都市環境の整った都市構造上重要な地区にふさわしい市街地を形成することを目標としている。</p>
	土地利用の方針	<p>第一種住居地域として相当の市街化が進行しているが、さらなる土地の有効的な活用を促し、公共施設、医療機関、店舗、事務所等の立地を許容した利便性の高い住宅地区として土地利用の促進を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区施設については、市街化の進展に合わせて、住環境、利便性、安全性の向上を目的として、道路の拡幅をし、各街区の背割りには、土地利用増進のための新設道路をそれぞれ必要規模で配置する。</p> <p>また公園については、調整池機能(2,500立方メートル)を持たせた既決定の公園を含む都市公園3箇所を配置し、整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>敷地面積の最低規模を指定し、敷地の再分割による過小宅地を防止し、日照等のスペースが確保されたゆとりある利便性の高い市街地が形成されるよう誘導する。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路			
		名 称	幅 員	延 長	備 考
		区画道路1号(新設)	6.0m	約 120m	
		区画道路2号(新設)	6.0m	約 120m	
		区画道路3号(新設)	6.0m	約 225m	
		区画道路4号(新設)	6.0m	約 172m	
		区画道路5号(新設)	6.0m	約 121m	
		区画道路6号(新設)	6.0m	約 235m	
		区画道路7号(新設)	6.0m	約 173m	
		区画道路8号(新設)	6.0m	約 245m	
		区画道路9号(新設)	6.0m	約 151m	
		区画道路10号(新設)	6.0m	約 152m	
		区画道路11号(拡幅)	6.0m	約 120m	
		区画道路12号(拡幅)	6.0m	約 222m	
		区画道路13号(拡幅)	6.0m	約 120m	
		区画道路14号(拡幅)	6.0m	約 230m	
		区画道路15号(拡幅)	6.0m	約 173m	
		区画道路16号(拡幅)	6.0m	約 200m	
		区画道路17号(拡幅)	6.0m	約 172m	
		区画道路18号(拡幅)	6.0m	約 207m	
	区画道路19号(拡幅)	6.0m	約 213m		
区画道路20号(拡幅)	6.0m	約 172m			
建築物に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル			

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

土地利用動向に配慮して、地区整備計画（地区施設の配置及び規模）の一部を見直し、利便性の高い住宅地区として土地利用の促進を図る。